

令和7年6月4日

資料 1

議題 1 名古屋市社会福祉審議会規程 の一部改正（案）について

健康福祉局
子ども青少年局

名古屋市社会福祉審議会規程の一部改正（案）について

1 趣旨

関係法令等の施行に伴い、名古屋市社会福祉審議会規程の関係規定の整備を行うもの。併せて Web 会議サービスの利用に係る規定を整備するもの。

2 改正内容

- (1) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)の施行に伴い、児童福祉専門分科会の行為をもって、社会福祉審議会の行為とすることができる事項から、保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通告等に関する規定を削除する。
- (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 1 号)の施行に伴い、児童福祉専門分科会の行為をもって、社会福祉審議会の行為とすることができる事項に、乳児等通園支援事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告する場合の意見陳述の規定を追加する。

＜参考＞乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

- (3) Web 会議サービスを利用した審議会への参加の可否及びその内容について規定を追加する。

3 改正案

現 行	改 正 案
(分科会の議事) 第 5 条 (略) 2・3 (略) 4 審議会は、次に掲げる事項については、児童福祉専門分科会の行為をもって審議会の行為とすることができる。 (1) ～(3) (略)	(分科会の議事) 第 5 条 (略) 2・3 (略) 4 審議会は、次に掲げる事項については、児童福祉専門分科会の行為をもって審議会の行為とすることができる。 (1) ～(3) (略)

(4) 児童福祉法第 27 条第 6 項、第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項、第 59 条第 5 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 3 条第 1 項、里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 2 条第 1 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 条第 1 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 3 条第 1 項に定める意見の陳述 <u>(5) 児童福祉法第 33 条の 12 第 1 項に定める 通告の受付及び同条第 3 項に定める届出の 受付並びに第 33 条の 15 第 1 項に定める通 知</u> <u>(6) 児童福祉法第 33 条の 15 第 2 項に定める 報告の受付並びに同条第 3 項に定める意見 の陳述及び同条第 4 項に定める請求</u> <u>(7) (略)</u> 5・6 (略) (新設)	(4) 児童福祉法第 27 条第 6 項、第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項、第 46 条第 4 項、第 59 条第 5 項、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 3 条第 1 項、里親が行う養育に関する最低基準（平成 14 年厚生労働省令第 116 号）第 2 条第 1 項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 条第 1 項、<u>及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）第 3 条第 1 項及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）第 3 条第 1 項に定める意見の陳述</u> (削る) <u>(5) 児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項に定める 報告の受付並びに同条第 2 項に定める意見 の陳述及び同条第 3 項に定める請求</u> <u>(6) (略)</u> 5・6 (略) <u>(Web 会議サービスによる出席)</u> <u>第 10 条 委員長以外の委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、会議に出席することができない場合において、あらかじめ委員長の承認を得たときは、Web 会議サービス（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。以下同じ。）を利用して会議に参加することができる。</u> <u>2 Web 会議サービスを利用した会議への参加は、条例第 5 条に規定する出席に含めるものとする。なお、Web 会議サービスの利用にお</u>
---	---

第10条 (略) 第11条 (略)	いて、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明を出席者相互で行うことができるときも同様とする。 3 Web 会議サービスの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、Web 会議サービスを利用して会議に参加している委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。 4 Web 会議サービスを利用した会議への参加は、できる限り静寂な個室その他これに類する部屋で行わなければならない。なお、会議が非公開で行われる場合は、委員等は会議を他の者に視聴させてはならない。 第11条 (略) 第12条 (略)
---------------------------------	--

4 施行期日

令和7年8月1日。ただし、2(1)に関する規定は、令和7年10月1日。